

大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成23年7月8日（金）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員）五十音順・敬称略

飯島健太郎，海津祐司，柴田寛之，白木優，城山豊，壽崎かすみ

（森岡正樹委員は滋賀県労働委員会への出席により欠席）

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

伊東眞理子，大久保和久，大野正男，小川卓爾，沢井進一，柴田寛之，高橋陽一，
内藤悟

（事務担当者）

新見雅信，吉田進，森健治，上馬場靖，饒波岳人

4 議事

(1) 裁判員裁判の実施状況（全国・大津）について

事務担当者から，全国及び大津地裁の罪名別等の終局人員について並びに裁判員選任手続の状況について説明

(2) 裁判員の精神的負担を軽減するための配慮の在り方について

事務担当者から，裁判員メンタルヘルスサポート窓口，裁判員に不安や危険を感じる事態が生じた場合の緊急連絡先及び裁判員に対するその他の配慮について説明

(3) これからの裁判員裁判の広報のあり方について

事務担当者から概要を説明

(4) 意見交換（裁判員裁判について）

発言要旨は，別紙のとおり

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

○(地)メンタルヘルスサポートの実際の利用状況はどの程度か。

▲ 公式には発表されていないため、新聞報道で確認している範囲であるが、4月末までに全国で98件の利用があったと聞いている。

△(地)メンタルヘルスの関係で言うと、立証の関係で、例えば殺人事件であるとしても遺体の写真が出ることになるが、このような証拠写真について裁判員はどのような印象を受けているか。また、裁判所はどのような配慮をしているか。

◇ 裁判官にも個人差があるので、私の経験ということでお話しする。大津ではいまだそのような事件に当たっておらず、前任庁での話であるが、裁判員がいかに衝撃を受けないようにするかに配慮して、まず、証拠調べ前に、証拠調べで遺体の写真が出てくることを裁判員に話し、心の準備をしてもらい、証拠調べの際も、映す直前に今から映すことを伝えている。また、写真についても、いたずらに大判にしたり、生々しいものは避けるよう検察官に配慮をお願いしている。法廷では、裁判員の様子を観察し、ショックを受けて具合が悪くなっている人がいないか注意している。私の経験では、今まで具合が悪くなった人はいない。生々しい事件の場合には、必要以上に遺体の話はしないようにしている。

■ 裁判員の経験者同士が話すことによって、精神的な負担が軽くなるというようなこともあるのではないか。

◇ 一人で抱え込むことはつらいことであり、裁判員同士が話し合うことで、負担が軽くなるということはあると思う。裁判員同士で連絡を取り合って話し合いをしたという事例も聞いている。

■ 大津では、裁判員裁判後に裁判員が集まったという情報はないのか。

▲ 聞いている。

◎(家)死体の映像を見るとショックを受け、その直後に説明を受けても頭に入っていないことがあるので、間を置いたり、ゆっくりめに話すなど配慮すべきではないか。

また、他の都道府県の裁判所委員会での話としては、裁判員としては、例えショックなものでもきっちり見て判断すべきだという意見も出ている。

広報のあり方としては、もっとメディアの利用を考えてもよいのではないか。というのは、最初は裁判員になるのに否定的な意見が多いが、実際に経験してみると肯定的な意見が9割以上になるということである。このことから、経験者の声を伝えていけば、積極的にとは言えないまでも、選ばれたらしてもいいという人は増えるのではないか。その意味で、記者会見の重要性は大きいと思う。裁判所が裁判員に対し、記者会見への出席を働きかけるのも重要ではないか。また、以前は、合議の秘密を理由に取材が制限されていたが、最近では、取材が大分認められ、報道しやすくなったと聞いており、評価できると考える。

▲ 裁判員裁判後の記者会見の実情については、会見に応じる裁判員の人数は事件に

よって異なるが、直近の事件では裁判員が2名、補充裁判員が1名であったと記憶している。

会見の重要性に関してであるが、裁判員経験者から、記者会見に出たが報道されなかったという話が出たり、会見に出ても報道されないのであれば疲れていることもあり出たくないという話が出ることもある。

○(地) 報道機関は、取材で得たものの使いたいところだけを使う面があり、例えば、テレビで放映された場面だけを見ると、実際の議論と全く異なった印象を受けるようなことがある。記者会見に基づく報道も、ある意見が多かったかのように見せるおそれもあり、記者会見を積極的に行うのが果たしてよいのかとの思いがある。

▲ 裁判員裁判の判決公判を終えた後に記者会見を行っている。記者会見自体は記者クラブが行うものであるが、裁判所のスタンスとしては、実際に裁判員を経験した方の貴重な感想を報道を通じて国民に知ってもらうものとして有意義なものと考えており、裁判員には、できるだけ会見に出席してもらえよう呼びかけを行っている。もっとも、裁判員は記者会見に不慣れであることから、マスコミには、事前に質問事項を提出してもらうなど緊張を解くような配慮もしている。

実際に記者会見に応じていただけるかどうかは、裁判員の方々によりまちまちである。

○(地) 17号事件に関することだが、裁判員は、裁判で発言することよりも、記者会見での発言によってメンタル的にきつい状況に置かれることがあるのではないかと。17号事件の記者会見での具体的な状況についてお聞かせ願いたい。

▲ 17号事件では、裁判員の大半の方が記者会見に応じたと記憶している。そのときは、メンタル面できついというような話は裁判員から出ていなかったと思うが、報道でもあるように、後々メンタル面に影響を及ぼすということも考えられるので、今後はそのようなことに対するサポートも必要ではないかと私としては考えている。

○(家) 裁判員による記者会見は、マスコミの立場からは貴重な機会であり、裁判員のみなさんには参加してもらいたいと考えている。なお、民放連は、記者会見の録画・録音の自由を認めてもらいたいと訴えている。認めてもらえれば、制度の周知に大きな意義があるのではないかと。

また、裁判員の意見交換会はぜひ開催してもらったらよいと思う。開催されるということであれば、マスコミの取材もたくさんあるのではないかと。その際には報道の自由度を高めてもらいたい。

○(家) 弁護士委員の話にあった、裁判員にはきっちり見て判断してもらうべきという意見には賛成である。

記者会見については、その重要性は認めるが、マスコミにとって伝えたいところだけ伝えていとの印象もあり、その点についてのチェックも必要と感じる。

○(地) 裁判員制度を浸透させたいならば、裁判所が裁判というものがどういうプロセスで進むのかをしっかりと伝えることが必要ではないかと。裁判員に裁判のプロセスが理解されていけば、裁いた後の負担感も軽減されるのではないかと。また、子どもや要介護者を抱える裁判員に対し、ベビーシッターや介護士を付けるなどの十分な

フォローを裁判所がきっちり行い、かつ、そのようなサポートがあることを知らせていくことが、裁判員制度がどれ程自分にとって意義があったかを伝えることとともに必要ではないか。

- (家) 記者会見は、一般人には馴染みのないことであり負担は大きい。具体的に何をしゃべるかまではともかく、記者会見にどのように対応するかについて裁判員にアドバイスすることが必要ではないかと感じる。
- (家) 裁判員に選ばれた人が不安を覚えないために、事前に記者会見を受けるに当たってのアドバイスや、選任される前にメンタルヘルスに関するケアの方法の告知や、保育園、介護に関するフォローについての告知がなされれば、裁判員にとって安心できる度合いが大きくなるのではないか。
- 当初参加に消極的だった裁判員であるが、実際に経験してみるとその多くに制度を評価していただいていることから、そのような経験者の声を国民にお知らせすることで、参加に前向きになっていただけるのではないかということで、現在、裁判所では、経験者の声を広くお知らせするというスタンスを取っているのではないかと思っている。そこで、記者会見や裁判員の意見交換会といったような手法が考えられているのであるが、他にどのような方法が考えられるか。
- (地) 参加してみたら有意義であったという経験者の声を伝えるのは、現段階ではそれでもよいかもしれないが、それだけではどこかで頭打ちになると思う。保育や介護などの物理的障害についてのサポート態勢を整え、これを広報すべきである。
- ◇ 裁判所としては、保育施設を紹介するなどのサポートを行っており、裁判員候補者にも案内している。このようなサポート態勢については、裁判員制度が始まる前に広報してきたが、今後も引き続き広報していく必要があると感じる。
- (地) ただ施設を紹介すればよいというものではない。保育一つとっても、例えば、子どもを保育園に預ける場合、通常慣らし保育を行うのであり、いきなり1日中預けるのは無理である。また、裁判員が専業主婦の場合は家事のサポートも必要である。
- (地) 裁判所は、参加意欲を高める目的で広報を行っていると思うが、国民に裁判員裁判に対する理解が深まれば、自分に裁判員が務まるのかと考える人が増えて、かえって、あまり参加したくないと考える人が増えてしまうのではないか。そう考えると、参加意欲を高めることを目的とする広報自体疑問を感じる。
また、裁判員制度導入の目的をもっと知らせていくべきではないか。
- (家) 裁判員制度をよりよいものにしていこうという点については、マスコミ各社の共通認識である。ただ、マスコミだけでの実現は難しいので裁判を通じて情報を伝えていきたい。そのためには、裁判所にはマスコミに対して積極的に情報を提供してもらいたい。
- ◎ (家) 有志の委員で勉強会を行った。そのときに出た意見を言わせていただく。
まず、裁判員候補者に対する呼出しであるが、呼出状には「正当な理由がなくこの呼出しに応じないときは10万円以下の過料に処せられることがあります。」とあるが、正当な理由や過料がどういう意味なのかわかる人はほとんどいないと思われるので、わかりやすくなるよう改善されたい。また、裁判員候補者に送る案内文

についても、裁判所の駐車場についての案内がされていないため、自動車で来庁したい候補者にとってそれが可能なのかわからず不親切である。自動車での来庁の可否、駐車場の有無についても案内すべきである。

裁判員の服装について、どのような服を着ていけばよいかわからない候補者も多いと思われるので、簡単に服装についての案内があった方が親切ではないかという意見もあったので検討されたい。